

看護師、介護福祉士、保育士等の確保事業について

1 看護師、介護福祉士、保育士等養成校の授業料の 1/3 を助成

(1) 対象者 ※次の①、②いずれにも該当する方

【看護師】

- ①看護師養成施設（3年課程以上）を卒業し、看護師資格を取得した方
- ②令和7年度以降、新卒で市内医療機関に常勤の看護師として就職した方

【介護福祉士】

- ①介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した方
- ②令和7年度以降、新卒で市内高齢者施設に常勤の介護福祉士として就職した方

【保育士等】

- ①保育士等養成施設を卒業し、保育士資格等を取得した方
- ②令和7年度以降、新卒で市内私立保育関連事業所に常勤の保育士等として就職した方

2 市外から転入した看護師、介護福祉士、保育士等に対する助成

(1) 対象者

令和7年度以降、市内の医療機関、高齢者施設、保育所等に看護師、介護福祉士、保育士等として3年以上継続して勤務するために常勤職員として就職した方のうち、以下に該当する方

- ①就職を機に今治市内に転入した方
- ②県外から県内の養成校に進学し、今治市内に転入又は今治市内で転居を行った方

(2) 対象経費

勤務を開始するために要した以下の経費

- ①引っ越し代金、礼金、仲介手数料、家賃
- ②通勤用の自転車、職場で使用する被服等
- ③その他、生活に必要な用品等の購入費

(3) 補助上限額

1人当たり 20万円